

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
殿

事務次官

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第11条の3第6項第2号  
に規定する防衛大臣が定める自衛官について（通達）

標記について、平成20年4月1日から下記によることとされたので、遺漏ない  
よう措置されたい。

記

- 1 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第11条の3第1項（同項第3号を除く。以下この項において以下同じ。）から第5項までに規定する「政令で定める自衛官」のうち、同条第6項第2号に規定する「公務上の負傷、公務旅行、悪天候その他のやむを得ない事情により当該職務を行うことができなかつたものとして防衛大臣が定めるもの」は、次に掲げる事情が生じたことにより、一の給与期間の全日数にわたって同条第1項から第5項までのそれぞれに規定する職務を行わなかつた自衛官とする。ただし、当該期間において公務旅行を行った期間以外の期間を正当の事由のない欠勤をした場合等やむを得ないと認めることが相当でない場合においては、この限りでない。
  - (1) 公務による負傷又は疾病
  - (2) 公務旅行など他の公務を命ぜられたこと
- 2 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第11条の3第1項第3号に規定する自衛官のうち、同条第6項第2号に規定する「公務上の負傷、公務旅行、悪天候その他のやむを得ない事情により当該職務を行うことができなかつたものとして防衛大臣が定めるもの」は、公務による負傷若しくは疾病により一の給与期間

の全日数にわたり飛行を行うことができなかつた者及び航空従事者年間飛行規則（昭和30年防衛庁訓令第41号）の規定に基づき、前四半期間に必要な飛行を行ったと認められる乗員で、常に飛行できる態勢であるにもかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当して一の給与期間の全日数にわたり飛行を行わなかつた者とする。

- (1) 一の給与期間内に飛行を実施することを計画をしたにもかかわらず、次に掲げる事由により飛行を行うことができなかつた場合
  - ア 気象条件の悪化
  - イ 使用予定の航空機及び関連器材の異常、故障等
  - ウ 航空機の任務所要、整備所要や飛行停止措置
  - エ 飛行場施設及び飛行関連施設の事情
  - オ 公務旅行など他の公務を命ぜられたことにより飛行できない事態
  - カ その他安全上飛行を回避すべきと命ぜられた事態
- (2) (1)に掲げる場合のほか、使用航空機の運航形態やその者の達成すべき年間飛行時間を考慮して、一の給与期間に飛行を行わないことに相当の理由があると陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が認める場合